

○寒川町介護保険運営協議会規則

平成18年3月24日

規則第9号

改正 平成19年3月29日規則第9号

平成21年4月30日規則第8号

平成24年2月27日規則第2号

平成25年3月1日規則第2号

平成26年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)第5条の規定に基づき、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の所掌事項について、調査又は協議し、町長にその結果を報告し、又は意見を述べるものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条の規定に基づく介護保険事業計画書の進捗状況の評価に関すること。

(2) 法第115条の46の規定に基づく地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。

(3) 法第42条の2及び第54条の2の規定に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス等」という。)の指定、指定基準、介護報酬の設定等に関すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、地域密着型サービス等の適正な運営を確保するため必要な事項に関すること。

(平21規則8・平24規則2・一部改正)

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体代表

(3) その他町長が適当と認める者

(平26規則13・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(平19規則9・平25規則2・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月30日規則第8号)

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成24年2月27日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。